第二条第十四項を削る。

第二章の章名、同章第一節から第四節までの節名、同節第一款から第五款までの款名並びに第三章及び第四章の章名を削る。

第六十二条中「第四十七条の三」を「第百七十四条」に改め、第八章中同条を第二百六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二百七条　第七条第四項、第九条第二項、第五十五条第九項、第七十二条第九項、第七十四条第二項、第八十六条第三項又は第八十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第六十一条第一号中「第九条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第三十九条の六第二項、第三十九条の七又は第三十九条の八」を「第四十一条第二項、第百四十一条第二項、第百四十二条又は第百四十三条」に改め、同条第二号中「第三十六条の二十三の二第一項（第三十九条の十五第二項」を「第百三十一条第一項（第百五十三条第二項」に、「第三十六条の二十三の二第二項各号（第三十九条の十五第二項」を「第百三十一条第二項各号（第百五十三条第二項」に改め、同条を第二百五条とする。

第六十条の二第一号中「第二十二条の三第一項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項（第三十七条の七第一項及び第三十七条の八において準用する場合を含む。）又は第二十六条の二第一項」を「第五十三条第一項、第五十九条第一項、第七十九条第一項、第八十三条第一項又は第九十五条第一項」に改め、同条第二号中「第二十二条の三第二項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）」を「第五十三条第二項、第七十九条第二項又は第九十条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「第二十六条第二項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）又は第二十六条の二第二項」を「第五十九条第二項、第八十三条第二項又は第九十五条第二項」に改め、同条第四号中「第二十七条」を「第六十条」に改め、同条を第二百四条とする。

第六十条第一号中「第五十六条の二（第四号及び第五号」を「第百九十六条（第七号及び第八号」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第百九十四条から第百九十六条（第七号及び第八号に係る部分を除く。）まで又は第百九十九条から第二百一条まで　各本条の罰金刑

第六十条を第二百三条とする。

第五十九条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三十六条の六」を「第百十三条」に改め、同条第二号中「第三十六条の十四」を「第百二十一条」に改め、同条第三号中「第四十六条第二項」を「第百七十一条第二項」に改め、同条第四号中「第四十七条第二項」を「第百七十二条第二項」に改め、同条を第二百二条とする。

第五十九条各号を次のように改める。

一　第八条第二項、第九条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条第二項（第百五条において準用する場合を含む。）、第三十二条第七項若しくは第八項（これらの規定を第百五条において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項（第四十条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項、第四十九条第一項、第五十一条第一項、第五十五条第十項、第五十六条第一項若しくは第二項、第六十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八条第七項若しくは第八項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項、第七十四条第一項、第七十六条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条第一項、第八十一条第一項若しくは第二項、第八十七条第二項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十三条第一項若しくは第二項、第九十七条第一項若しくは第二項、第九十八条第二項、第百一条第七項若しくは第八項、第百六条、第百三十条（第百五十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十五条第一項の規定に違反して同項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

三　第二十四条第三項、第三十一条（第百五条において準用する場合を含む。）、第六十四条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第九十七条第三項、第百条、第百六十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第百六十一条又は第百七十三条第一項の規定による命令に違反した者

四　第三十二条第一項から第三項まで（これらの規定を第百五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項から第三項まで（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項から第三項までの規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

五　第三十三条第三項、第三十四条、第六十九条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二条第三項、第百四条又は第百四十五条第二項の規定に違反して検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

六　第四十八条第十三項（第五十一条第四項において準用する場合を含む。）、第五十六条第三項、第七十六条第五項、第八十一条第三項又は第八十九条第四項の規定に違反した者

七　第百三十五条（第百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第百三十五条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

八　第百四十条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

九　第百四十六条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者

十　第百五十九条第六項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十一　第百七十一条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二　第百七十二条第一項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十九条を第二百一条とする。

第五十八条各号を次のように改める。

一　第七条第一項の規定に違反して第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

二　第十八条、第二十三条、第五十二条、第六十三条、第七十八条又は第九十一条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

三　第二十一条第二項（第百五条において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第二項の規定による命令又は処分に違反した者

四　第三十二条第五項（第百五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第五項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百一条第五項の規定による命令に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

五　第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百二条第一項の規定に違反してガス工作物を使用した者

六　第四十一条第一項、第五十五条第七項又は第七十二条第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七　第四十一条第三項、第五十五条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第十二条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

八　第五十一条第二項の規定に違反してガスを供給した者